

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故等番号 | 2013門第33号 |
| 事故等種類 | 浸水 |
| 発生日時 | 平成25年3月27日（水） 08時10分ごろ |
| 発生場所 | 福岡県福岡市小呂島 ^{おろの} 東北東方沖 福岡市所在の小呂島港西2号防波堤灯台から真方位056° 8.3海里付近 （概位 北緯33° 56.4′ 東経130° 10.4′） |
| 事故等調査の経過 | 平成25年3月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート フロンティア、5.9トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 294-22321福岡、駿和物流株式会社 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 主機の海水吸入管が破損、主機計器盤の電線が濡損 |
| 事故等の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、船長が所属する会社の社員4人を乗せ、小呂島東北東方沖を約30ノットの対地速度で航行中、平成25年3月27日08時10分ごろ、操船中の船長が、主機計器盤の警報ランプの点灯に気付いて操縦ハンドルを中立とした。</p> <p>船長は、機関室内を点検したところ、‘主機の合成ゴム製冷却海水吸入管’（以下「本件海水吸入管」という。）に亀裂を生じて海水が漏れいしていることを認め、主機を停止した。</p> <p>船長は、本件海水吸入管に接続されている船体付コックを閉めようとしたが、同コックが固着して閉めることができなかった。</p> <p>船長は、本件海水吸入管の亀裂箇所^{めいのはま}にタオル等を巻き、水中ポンプで排水に努めたが、主機を運転すれば、漏水量が多くなるので、08時18分ごろ海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇の乗組員によって本件海水吸入管の亀裂箇所^{めいのはま}にゴムチューブを巻くなどの応急処置が施されたのち、巡視艇にえい航されて福岡市小呂島漁港に入港した。</p> |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南、風速 約1.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| その他の事項 | <p>本件海水吸入管は、内径51mm、長さ430mmであり、本船が建造された平成13年12月当時のものであった。</p> <p>機関室内は、主機オイルパン付近まで浸水した。</p> <p>本船は、27日07時ごろ福岡市^{めいのはま}姪浜港を出港したが、出港前、</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>船長が、機関室内を点検したときには、浸水等の異常を認めなかった。</p> <p>本件海水吸入管に接続されている船体付コックは、岸壁係留時に閉鎖されていなかった。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>不明 あり なし</p> <p>本船は、小呂島東北東方沖を航行中、本件海水吸入管に亀裂を生じたことから、亀裂箇所から機関室に浸水したものと考えられる。</p> <p>本件海水吸入管は、経年により、亀裂を生じた可能性があると考えられるが、亀裂を生じた状況については、明らかにすることができなかった。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、小呂島東北東方沖を航行中、本件海水吸入管に亀裂を生じたため、亀裂箇所から機関室に浸水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機の冷却海水管は、亀裂、劣化等の状態及び漏水の有無を十分に点検すること。 |